

各和歌山県所管介護職員（等特定）処遇改善加算
算定対象サービス事業運営事業者 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

令和 2 年度介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算に係る届出について（通知）

標記について、令和 2 年度に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算の算定を行う事業者は、下記期日までに各指定権者へ届出を行う必要があります。

つきましては、加算算定手続きについて内容を御確認の上、届出に際し遺漏のないようご留意願います。

記

1 提出期限

令和 2 年 4 月 1 5 日（水）

※平成 3 1（令和元）年度に加算を算定している場合であっても、引き続き令和 2 年 4 月から加算を算定するためには、上記期限までの届出が必要となります。

※令和 2 年 4 月から新たに算定を行う場合は、上記期限までの届出が必要です。

※年度の途中から加算を算定する場合は、加算を算定しようとする月の前々月の末日が提出期限となります。

2 提出先

サービス区分	事業所の所在地	提出先
・ 居宅サービス ・ 介護予防サービス ・ 介護保険施設	和歌山市	和歌山市指導監査課
	和歌山市以外	各振興局健康福祉部保健福祉課※ (串本支所については地域福祉課)
・ 地域密着型サービス ・ 地域密着型介護予防サービス ・ 介護予防・日常生活支援総合事業		指定を受けている市町村担当課

※令和 2 年 4 月以降は、組織改正により総務福祉課へ変更となる予定です。

注 1 計画の対象とした複数の事業所等の所在地が和歌山市以外の複数の振興局圏域にまたがる場合は、主たる事業所の所在地を所管する振興局健康福祉部保健福祉課※（串本支所については地域福祉課）へ提出してください。

注 2 提出先が和歌山市指導監査課又は指定を受けている市町村担当課の場合、提出方法等の詳細は各市町村担当課にご確認ください。

注 3 県指定以外のサービスを提供している事業者の場合、指定権者ごとに提出する必要があります。詳細は各指定権者にご確認ください。

注 4 各振興局の提出先は、「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご確認ください。

3 提出方法

上記提出先に郵送又は持参

郵送により提出する場合は、事業者控え返却用の切手を添付した返信用封筒を必ず同封すること。

なお、介護事業者（法人）として新規に介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合は、原則として持参とする。

4 提出部数

2 部（内 1 部は受付後、事業者控えとして返却します。）

ただし、施設サービス及び併設短期入所系サービスについては、下記 5 提出書類の④及び⑤を提出する場合、④及び⑤のみ 3 部提出すること。

【裏面に続きます。】

5 提出書類

①介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書【別紙様式2-1】

②介護職員処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-2】

③介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表）【別紙様式2-3】

※介護職員等特定処遇改善加算を算定する場合のみ。

④介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】（注2）

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

⑤介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】（注2）

※新たに加算を算定する場合及び加算の届出内容（加算区分）に変更がある場合に提出してください。

注1 届出様式については、『きのくに介護deネット』内の「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算について」に掲載していますので、御確認の上、提出書類を作成してください。

『きのくに介護deネット』：<http://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/>

注2 ④及び⑤を提出する場合、施設サービス及び併設短期入所系サービスについては、3部必要です。

<提出に係る留意事項>

ア 指定権者が異なる複数の介護サービス事業所等を計画の対象とした場合は、それぞれの指定権者に対して介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書（施設・事業所別個表を含む。）を提出する必要があります。

イ 介護サービス事業所等を複数運営する事業者である場合、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】」については、サービス毎に別々に作成してください。ただし、同一事業所において一体的に運営されている居宅サービス及び介護予防サービス（介護保険番号が同一の場合）については、一括して作成することができます。

ウ 現在、介護職員処遇改善加算又は介護職員等特定処遇改善加算を算定している事業者が、加算算定を行わない場合は、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書【別紙2】」及び「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表【別紙1】【別紙1-2】」を速やかに届け出てください。

エ 計画書の記載内容を証明する各種証明資料の提出は、計画書において保管の有無をチェックリストで確認することにより原則不要です。

ただし、各種証明資料は、実地指導等において県（指定権者）から求めがあった場合には、速やかに提出できるよう適切に保管してください。

<その他の留意事項について>

ア 各計画書を作成する際は、同封している令和2年3月5日付け老発0305第6号厚生労働省老健局長通知を**必ず**御確認願います。

なお、事務手続きに係る主な改正内容を整理した資料（注：令和2年2月時点の資料のため、今後厚生労働省から発出されるQ&A等により変更の可能性のある旨あらかじめ御了承下さい。）をきのくに介護deネットに掲載しておりますので、御参照下さい。

イ 令和元年度介護職員処遇改善実績報告書及び令和元年度介護職員等特定処遇改善実績報告書につきましては、従来の取扱い通知※に基づき、作成する必要がありますので、あらかじめお知らせいたします（厚生労働省に確認済み）。各実績報告書の提出依頼につきましては、後日、別途行う予定です。
※平成30年3月22日付け老発0322第2号厚生労働省老健局長通知「介護職員処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」及び平成31年4月12日付け老発0412第8号厚生労働省老健局長通知「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

ウ 平成30年度の介護報酬改定において、介護職員処遇改善加算Ⅳ及びⅤにつきましては、一定の経過措置期間終了後、廃止することとされておりますのでご留意願います。

問い合わせ先
介護サービス指導室
TEL:073-441-2527 FAX:073-441-2523